

[様式 2-1表]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増することを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)を確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。
太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号		学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日
6	0		生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
大学(院)	学部	学科(科)	フリガナ	年次
短期大学				
学校	課程	研究科	氏名 (自署)	印

●変更後の借用金額を訂正する場合は本人印を押印してください。
(変更後の借用金額を訂正する場合以外は本人印は不要です。)

変更後の借用金額 (予定・総額)		円
---------------------	--	---

借用金額訂正方法は、
『変更・訂正後の借用金額(予定)』欄の訂正方法についてを参照してください。

※変更後の借用金額は、増額後の月額を反映させた貸与期間中に貸与される総額を右づめで記入してください。希望する奨学金月額とは異なります。
※本願(届)による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。
※第一種奨学金と併せて、2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより併給調整中の場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※貸与月額及び貸与最終期から算出される借用金額より、本紙に記載された変更後の借用金額が多い場合は、貸与月額及び貸与最終期から算出される借用金額を正しい金額とみなします。

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日	西暦 年 月 日	入居	〒
生計維持者住所	生計維持者氏名 ()	〒			
	生計維持者氏名 ()	〒			
給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている場合(給付が支援対象外以外の停止中や国費受給中の者など) ⇒併給調整中にチェック <input checked="" type="checkbox"/> 給付奨学金および高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けていない場合(第一種のみ貸与、給付が支援対象外や休止中の者など) ⇒併給調整外にチェック <input checked="" type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 併給調整中	①通学形態が自宅外⇄自宅に変更→本様式ではなく給付様式2-1又は様式35の提出が必要です。 ②通学形態変更がなく、同一の支援区分で選択できる範囲内での増額→提出日の属する月以降が増額始期				
<input type="checkbox"/> 併給調整外	※第一種奨学金と併せて第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。 ◆2020年度以降採用者は自宅外月額の貸与を受けるための一定の要件があります。詳細は学校に確認してください。				
変更内容 (③~⑧のうち、 該当するいずれ かに <input checked="" type="checkbox"/>)	通学形態変更を 伴う増額	<input type="checkbox"/> ③入居日から提出日まで3か月未満→入居日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ④入居日から提出日まで3か月以上→提出日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ⑤通学形態変更を条件としない月額の範囲内で増額→提出日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ⑥授業料等減免のみ支援を受けている者がその支援を受けなくなった場合→提出日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ⑦大学院生→提出日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ⑧転学・編入(様式6・様式7-1)と同時に増額→学校担当者に増額始期を確認してください。			
	通学形態変更を 伴わない増額				
増額始期	2 0	年	月	※②~⑦の増額始期が無記入の場合、③は入居日の属する月、それ以外は提出日の属する月が増額始期となります。	
従前の奨学金月額		円	→	希望する奨学金月額	円 ※希望月額は裏面の月額一覧表を確認
変更する理由					

■ 保証制度 ※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

<input type="checkbox"/> 人的保証	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等に当たって債務履行の責を負います。	住所	電話番号
※右欄を記入し、各印鑑証明書を添付	機構届出の連帯保証人:	氏名	生年月日 年 月 日
(「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合は、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要)	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等に当たって債務履行の責を負います。	住所	電話番号
	機構届出の保証人:	氏名	生年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。		

*機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所	電話番号
(親権者・未成年後見人)	氏名 (自署)	
	住所	電話番号
	氏名 (自署)	

●学校記入欄(<input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
必須	返還誓約書機構提出	<input type="checkbox"/> 済
2018年度以降入学者で、最高月額の変更希望者のみ必須	最高月額選択可能者 ※スカラA C等で最高月額が選択可能を確認してください。	<input type="checkbox"/> 済

本人が未成年者の場合には、親権者それぞれに自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のごとく、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -		

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

異動・補導係 郵送必要 入力不可 (22.4)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の変更可能月額一覧表

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

対象者		2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校(4・5年生), 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額							
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年次)				
	国公立		私立		国公立		私立		
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
最高月額(※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
最高月額以外の月額				50,000円				50,000円	
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円	
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者		上記以外の者の変更可能月額		
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校(1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校(4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円